

牟岐町老朽住宅解体費支援事業について

○どんな事業ですか？

住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成します。

○どんな住宅が対象となるの？

牟岐町内の空き家になって長年、放置されたままになっている木造住宅です。

倉庫、車庫等や既に解体した住宅は対象外です。（ブロック塀等の外溝部分は対象外）

町が規定する方法で、構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅が対象です。

○いくら助成があるのか？

解体費用の2／3（上限60万円）が助成金です。

ただし、解体費用は、町長の定める基準により算出した額と施工業者から提出された見積額のいずれか少ない額とする。

例1) 解体費用 60万円の場合（個人20万円、助成金40万円）

2) 解体費用 120万円の場合（個人60万円、助成金60万円）

○補助金を受けられる方は？

ア 老朽化・廃屋の所有者

イ その他町長がアに掲げる者と同等と認める者

ウ ア又はイの町税滞納の無い方

○施工業者についての規定がありますか？

牟岐町が指名する業者に工事を発注してください。

○募集戸数は？

募集戸数 平成27年度 10戸（先着順）

○申し込み方法は？

申込書類は、役場建設課にあります。ご記入の上、申し込んでください。

申込受付後、空き家の不良度をチェックするため、空き家の内部を見せていただきますので、立会をお願いします。

詳しくは、役場建設課（TEL 72-3418）までお問い合わせください。



災害時協定を締結しました

災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の
協力に関する協定書

調印式：平成26年12月22日

協定締結先：徳島県建築士会及び徳島県建築士会海部地域会

協定内容：町内で震度5強以上の地震が発生した場合に避難施設等の応急危険度判定の実施



災害時の配置薬等活用に関する協定書

調印式：平成27年3月12日

協定締結先：徳島県医薬品配置協議会

協定内容：避難施設への配置薬の提供

